

書面の電子交付等の利用に係る取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>株式会社 CONNECT</u> (以下、「当社」といいます。) が、第 3 条で規定する書面 (以下、「対象書面」といいます。) の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項 (以下、「記載事項」といいます。) を電子情報処理組織 (当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。) を使用する方法 (以下、「電磁的方法」といいます。) により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合 (以下、「電子交付」といいます。) における方法等を定めたものです。</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 10 条 この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>大和コネクト証券株式会社</u> (以下、「当社」といいます。) が、第 3 条で規定する書面 (以下、「対象書面」といいます。) の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項 (以下、「記載事項」といいます。) を電子情報処理組織 (当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。) を使用する方法 (以下、「電磁的方法」といいます。) により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合 (以下、「電子交付」といいます。) における方法等を定めたものです。</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 10 条 この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則 この規定は、<u>2020 年 5 月 27 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>株式会社 CONNECT</u></p>	<p>附則 この規定は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>大和コネクト証券株式会社</u></p>

以上